

# 川辺町下水道事業経営戦略 川辺町農業集落排水事業経営戦略

(令和6年度～令和15年度)

## 概 要 版



令和6年3月

岐阜県加茂郡川辺町

## 【 目 次 】

<b>1. 経営戦略策定にあたって</b>	1
(1) 計画策定の目的	1
(2) 計画期間	1
<b>2. 下水道等事業の現状と課題</b>	2
(1) 下水道事業及び農業集落排水事業の現状	2
(2) 現状から想定される今後の課題	4
<b>3. 経営の基本方針</b>	7
(1) 経営の基本方針と具体的な施策	7
(2) 施策の実施計画	7
<b>4. 投資・財政収支計画</b>	8
(1) 下水道事業の投資・財政計画	8
(2) 農業集落排水事業の投資・財政計画	10
(3) 施策実施による効果	11
<b>5. 経営戦略の事後検証</b>	12
<b>【 その他資料 】</b>	13
(1) 投資・財政計画表	14
(2) 用語の解説	18

# 1. 経営戦略策定にあたって

## (1) 計画策定の目的

下水道施設は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全、浸水の防除等の役割を担っており、住民生活の必要不可欠なライフラインです。今後、人口減少による使用料収入の減少、下水道施設の更新需要の増加による費用の増加が見込まれるなど、厳しい経営環境となることが予想される中で計画的・効率的な経営が求められています。

経営戦略とは、10年以上の合理的な期間を設定し、「投資計画」と「財源計画」を均衡させる計画です。収支均衡が図れない場合でも「収支ギャップ」の解消に向けた具体的な取り組みを計画します。本計画は、将来に渡る安定的な事業継続のための中長期的な経営計画を定めるものです。

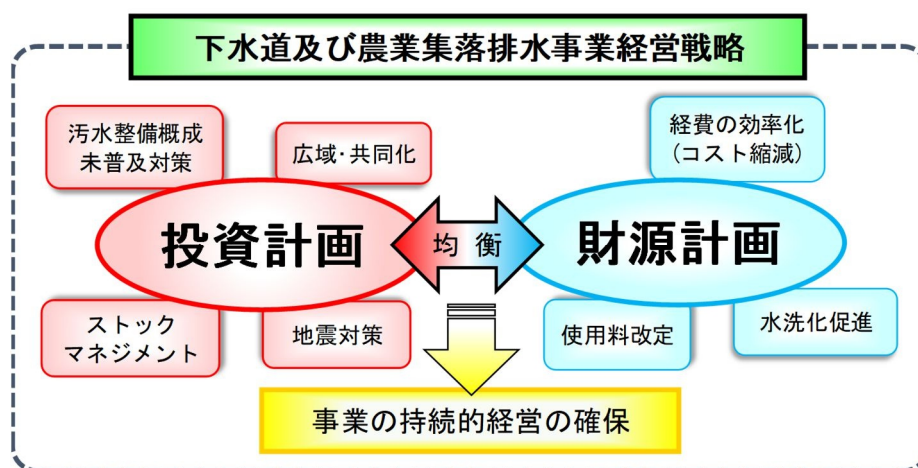


図 1-1. 経営戦略プラン概念図

## (2) 計画期間

本計画の計画期間は、「令和 6 年度から令和 15 年度まで」の 10 年間とします。5 年目となる令和 10 年度には中間見直しを行い、社会情勢や町財政などの環境変化等により、策定した内容に乖離が生じてきた場合には、計画（方針・方向性）を修正するものとします。

川辺町下水道及び農業集落排水事業経営戦略計画期間										長期 (計画期間以降)
短期					中期					
令和6年 (1年目)	令和7年 (2年目)	令和8年 (3年目)	令和9年 (4年目)	令和10年 (5年目)	令和11年 (6年目)	令和12年 (7年目)	令和13年 (8年目)	令和14年 (9年目)	令和15年 (10年目)	令和16年～ (11年目)
中間見直し					計画見直し					長期事業

図 1-2. 経営戦略計画期間

## 2. 下水道等事業の現状と課題

### (1) 下水道事業及び農業集落排水事業の現状

#### 1) 下水道事業の現状

岐阜県では、下水道の最上位計画である「木曾川及び長良川流域別下水道整備総合計画」が昭和 52 年に策定され、その後、平成元年、平成 23 年と見直しを行い現在に至ります。一方、本町を含む流域内 4 市 9 町を対象とする「木曾川右岸流域下水道計画」は、昭和 52 年に事業に着手し、平成 3 年度から処理を開始、平成 8 年度にはすべての幹線管渠が完成しており、流域市町の処理区域の変更や流域別下水道整備総合計画の見直しに伴う変更などを行いつつ、事業が進められてきました。

本町の下水道事業は、平成 3 年度に市街地を中心とした 302ha を対象に木曾川右岸流域下水道関連の公共下水道として全体計画を策定しました。幾度かの計画の見直しを経て現在、全体計画区域 689ha まで拡大しています。事業計画は、平成 3 年 12 月に市街地を中心とした 57ha を対象に当初認可を得て事業に着手し、その後、事業計画区域の拡大、事業期間の延伸を行いつつ、令和 4 年度末現在において、全体計画区域 689ha の全域を事業計画区域に位置付けています。このうち、立地している定住家屋を網羅する路線については、ほぼ整備が完了しており、整備率は 88% (約 608ha/689ha) に達しています。

現在は、事業の主を維持管理にシフトしつつ、整備が残っている地区の開発（宅地化）の進捗に応じて整備を行っています。

#### 2) 農業集落排水事業の現状

農業集落排水事業は、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図るものです。

本町では、鹿塩地区において平成 11 年より供用を開始し、汚水処理を行っています。こちらも整備が完了しているため、処理場等の維持管理に尽力していますが、改築更新のサイクルが短い処理場であることから、老朽化対策への投資増大を回避するため、令和 8 年度には、汚水処理原価の安価な下水道へ接続し、処理場を廃止することとなっています。



図 2-1. 廃止となる農業集落排水処理場



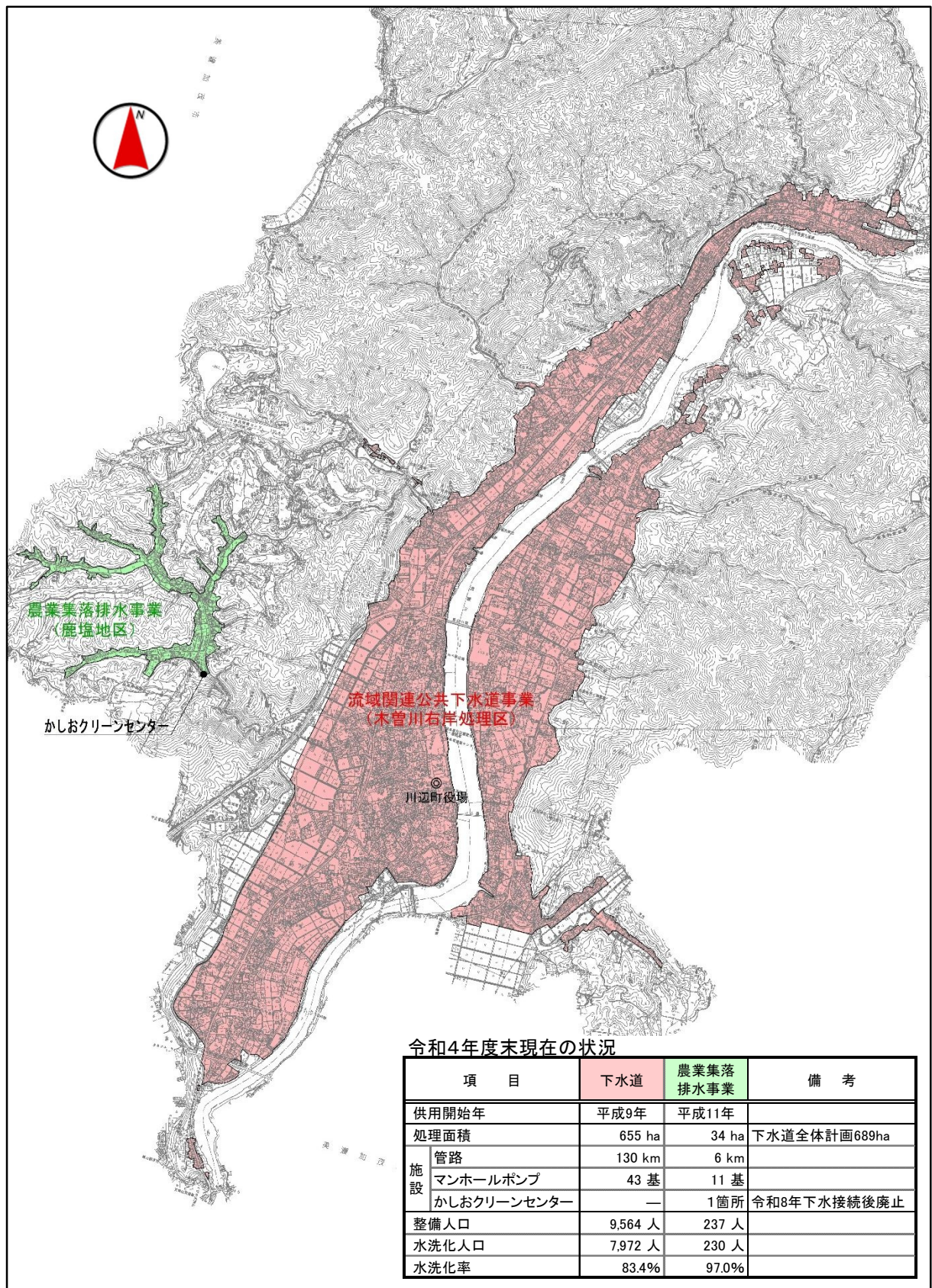


図 2-2. 下水道事業及び農業集落排水事業位置図（令和 4 年度時点）

## (2) 現状から想定される今後の課題

### 1) 行政人口の推移と見通し

我が国の人口は少子化・高齢化などの影響で減少傾向にあります。本町においても令和4年度時点の人口を基準とした場合に令和15年度には約10%程度減少する見込みです。

この傾向は、これ以降も続くものと想定されており、人口減少は水需要に影響し、使用料収入の減収につながります。

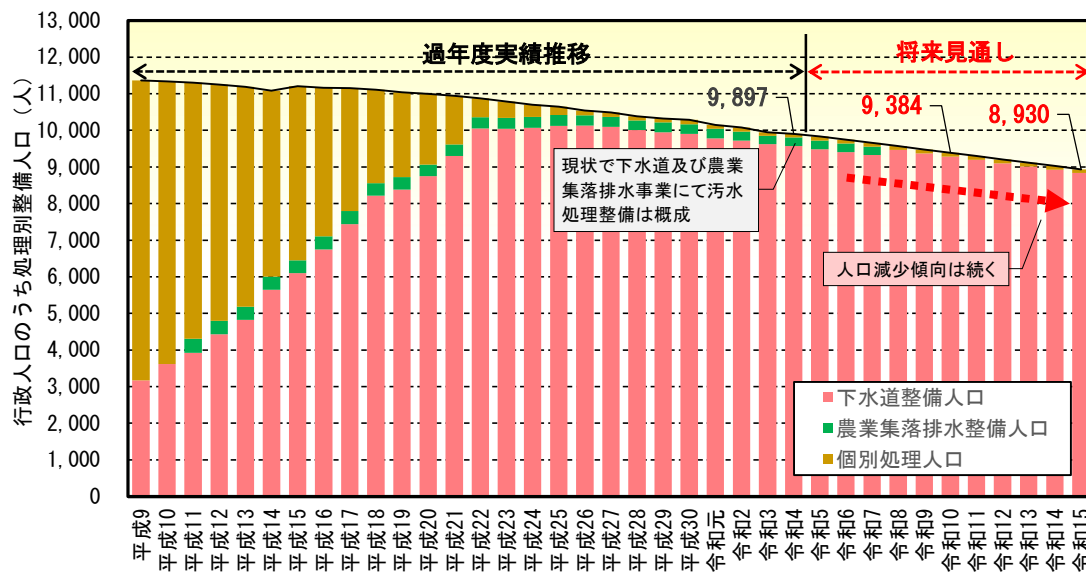


図 2-3. 行政人口（処理別整備人口内訳）の推移と見通し

## 2) 水洗化人口（水洗化率）の推移と見通し

農業集落排水事業の水洗化率は概ね 100%に達しています。一方で、下水道事業は平成 9 年の供用開始から 25 年が経過した現在（令和 4 年度末）で 83.4%となっています。

近年は、水洗化率の伸びが鈍化傾向にあり、このままの推移をたどれば、長期的な見通し（令和 16 年以降）においても 100%に達することは困難と予想されます。

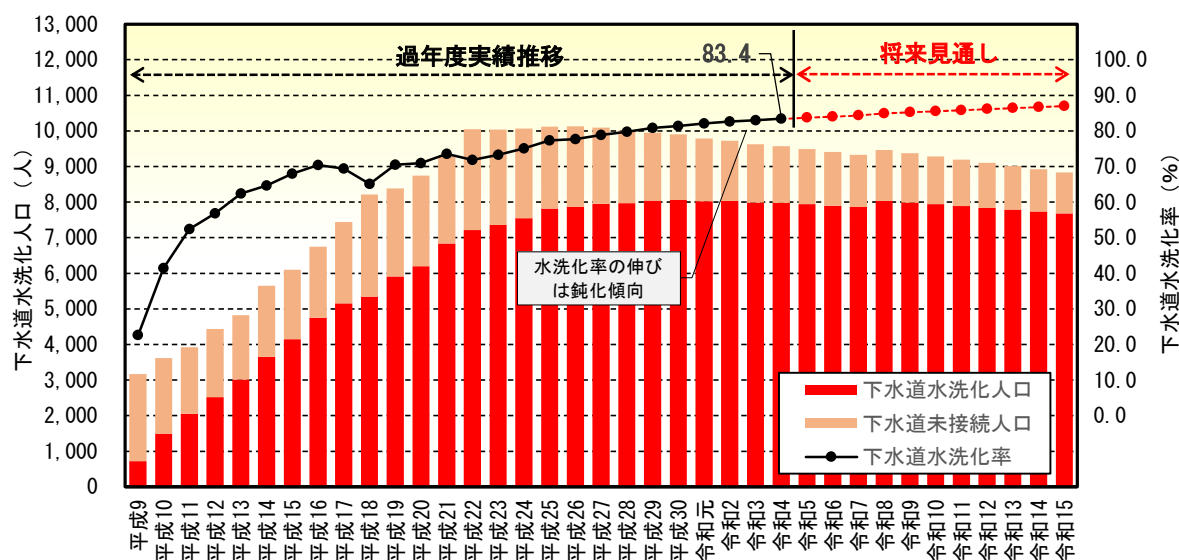


図 2-4. 下水道事業における水洗化人口の推移

## 3) 施設の老朽化進行と改築更新事業の需要見通し

本町の下水道事業及び農業集落排水事業は、事業に着手して以来、鋭意整備を進め、現在では、本町のほぼ全ての住民の方が下水道もしくは農業集落排水施設を利用できる環境（汚水整備概成の状況）にあります。

今後は、整備してきた施設（ストック）の適切な維持管理が求められてきます。

管渠については、現時点で、当初に整備した路線が、概ね 30 年を経過します。管渠の耐用年数が 50 年とされており、また、腐食に強い塩化ビニル管の採用が全体の 95%であることから、早急に対応を迫られることはありませんが、管渠の老朽化の度合いを定期的に点検調査を行い、事前の対応を行う必要があります。

一方で、本町の下水道は、その地形条件からマンホールポンプが多く設置されています。ポンプについては、機械・電気設備であり耐用年数のサイクルも短く、老朽化の度合いの把握も難しいため、耐用年数を勘案し事前の更新が必要となります。

なお、農業集落排水における処理場については、改築更新の需要が多いことから、令和 8 年度には、汚水処理原価の安価な下水道へ接続し、廃止することとなっています。



#### 4) 財政事情と収支見通し

本町では、下水道事業及び農業集落排水事業の持続的で安定的な事業運営のため、令和2年4月1日より、これまでの官庁会計（特別会計）から地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行しました。地方公営企業法適用に伴い、住民の恒久的財産である下水道施設をこれからも適切に維持するため、財務情報を整理し、その企業性格を生かし能率的な経営のもと、より一層経営の効率化・健全化に努めていく必要があります。

そのうえで、本町の下水道事業の会計実績は、使用料収入にて汚水処理費のうち維持管理費も賄えていない状況にあります。今後、人口減少等による使用料収入の減収や物価高騰による維持管理費の増大、施設の改築更新需要の増大に伴い、その乖離（収支ギャップ）は大きくなるものと想定されます。なお、農業集落排水事業の会計については、令和8年度の廃止に向けて、直近の大きな投資は控えており、最低限の処理場に係る維持管理費による支出となっています。

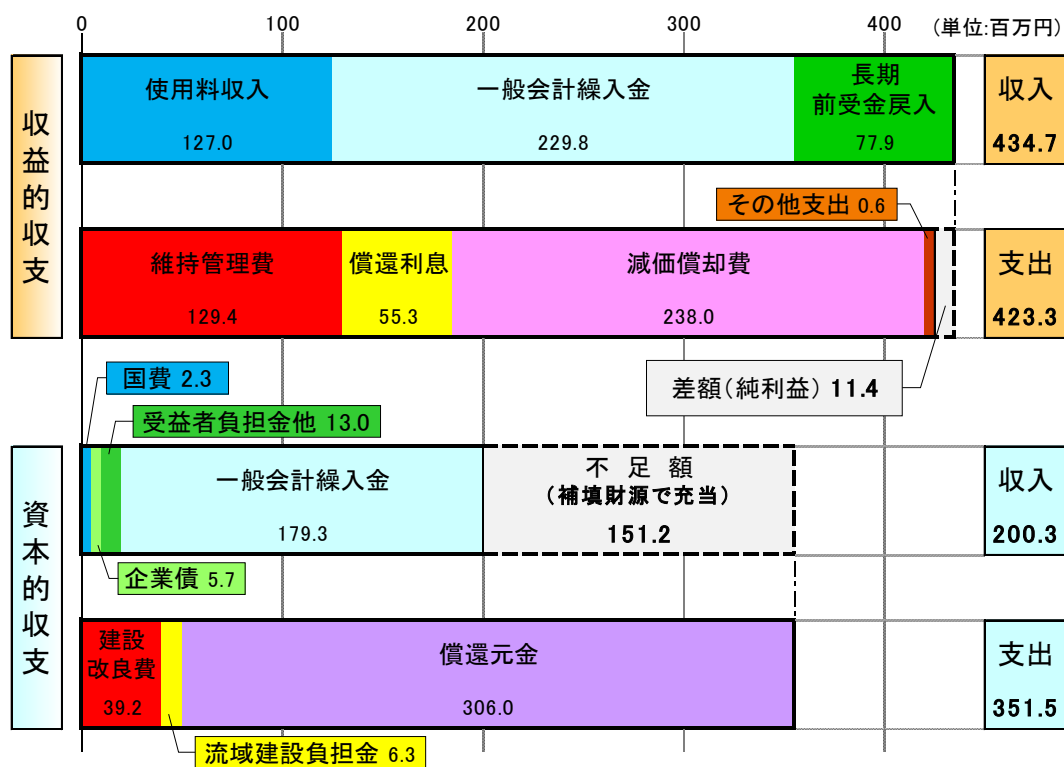


図 2-5. 下水道事業における令和4年度収支決算の状況

※農業集落排水事業の収支決算の実績は、後章「その他資料」の農業集落排水事業における投資・財政計画を参照。



# 3. 経営の基本方針

## (1) 経営の基本方針と具体的な施策

本町の下水道事業及び農業集落排水事業としては、整備した施設（ストック）を確実に運営・管理し、安全・安心で快適な住民生活を送るためのサービスを安定的に持続して提供することを経営理念とします。

具体的な施策及び実施目的は、下記の通りです。水洗化促進については、短期目標として水洗化率 92%以上（中期目標の中間値）とし、中期目標として 100%を目指します。また、使用料改定については、流域下水道維持管理負担金の改定と同調し、3年に1回 5%増程度の改定を検討していきます。

表 3-1. 基本方針及び具体的な施策

安全・安心で快適な住民生活を送るため安定的で持続可能なサービスの提供			
基本方針	具体的な施策	施策の実施目的	目標実施年・目標指標
事業の効率化	① 農業集落排水の下水道接続(統合)	汚水処理の運営管理の効率化を図るため、汚水処理原価の安価な下水道へ接続し、維持管理費を削減	・令和6～7年度で接続工事 ・令和8年度より農集廃止
	② スtockマネジメントの確実な実施	管路施設の状態監視保全により計画的な改築更新事業を実施し、将来の改築更新事業費の平準化・削減	・随時
	③ ウォーターPPP導入検討	民間活用による事業運営の効率化及び職員減少の補助・補完	・令和6年度以降で導入検討
経営の健全化	④ 水洗化の促進	啓発活動などの実施により水洗化の促進を図り、適正な使用料収入の確保	・短期目標水洗化率92% ・中期目標水洗化率100%
	⑤ 使用料の改定	人口減少に伴う使用料収入の減収や維持管理費の増大に対応するため、定期的・通増的な使用料改定を実施し適正な収入を確保	・3年に1回の改定検討(5%増程度の改定) ・経費回収率80%以上確保

## (2) 施策の実施計画

計画期間における各施策の実施計画を示します。

今後の取組	現在まで	短期施策					中期施策				
		令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年
農業集落排水の下水道接続	令和5年詳細設計	接続工事		下水へ移行							
ストックマネジメント	令和4年計画策定	計画的な点検調査・改築更新			計画変更	計画的な点検調査・改築更新			計画変更		
水洗化の促進	令和4年水洗化率83.4%	啓発活動			中間目標 92%	啓発活動			達成目標 100%		
使用料の改定	令和4年使用料単価153円/m <sup>3</sup>	改定検討・手続き			第1回改定 5%UP	改定検討・手続き		第2回改定 5%UP	改定検討・手続き		
ウォーターPPP導入検討	-	予備調査・導入検討									
下水道経営戦略	令和5年計画策定				フォローアップ					見直し	

図 3-1. 施策の実施計画

# 4. 投資・財政計画

## (1) 下水道事業の投資・財政計画

下水道事業における今後の建設投資（資本的支出）については、以下を予定しています。

整備が概成しているため、令和6年度から令和7年度で予定している農業集落地区の下水道への接続工事と真空式下水道の改築・更新が済めば、当面は、大きな事業投資が無い予定です。

### 【下水道事業における主要な投資計画】

- ① 農業集落排水地区の下水道への接続工事（令和6～7年度に工事）
  - ② マンホールポンプ（機械・電気設備）の定期更新
  - ③ 真空式下水道における真空ステーション改築（令和6～7年度で設計・工事）
  - ④ 真空式下水道における真空弁通報装置の更新（令和6～7年度で設計・工事）
  - ⑤ その他（事業施行期間ごとの計画見直し、開発に伴う管渠延伸など）
- ※長期的に耐用年数50年を経過した時期より管渠改築（状態監視保全に平準化投資）

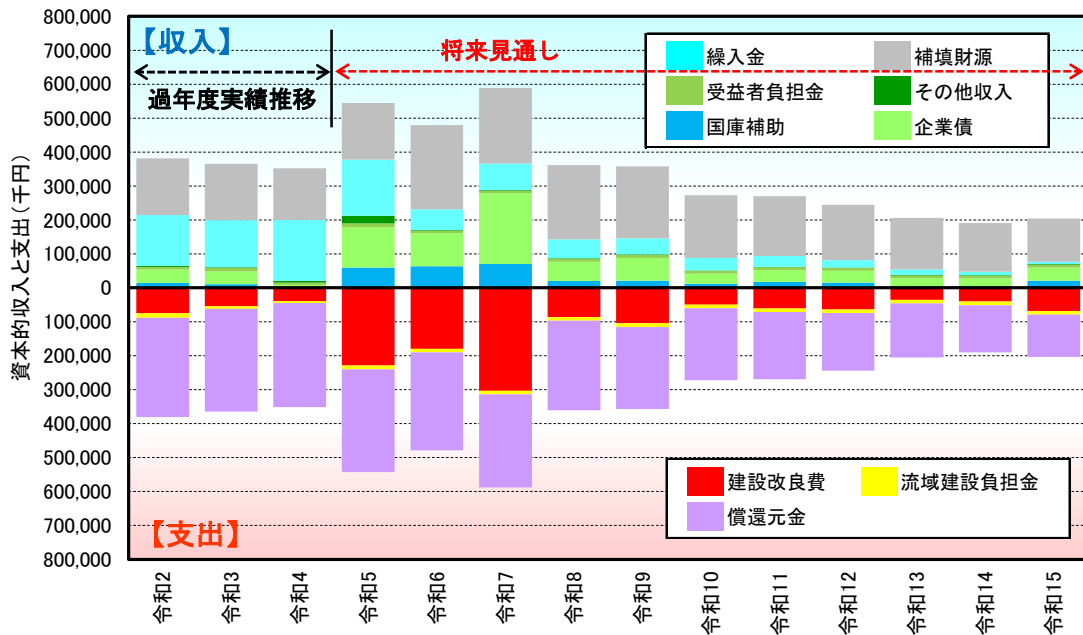


図 4-1. 下水道事業における資本的収支計画 (4条収支)

維持管理の経費（収益的支出）としては、流域下水道維持管理負担金の単価が近年の物価上昇の影響を受け、処理水量当り 56 円/m<sup>3</sup> から 62 円/m<sup>3</sup> に改定となり、これにより、維持管理費が約 600 万円上昇する見込みです。また、令和 4 年度より企業債の貸付金利が上昇したことを受け、長期的には償還利息が増大となる見込みです。

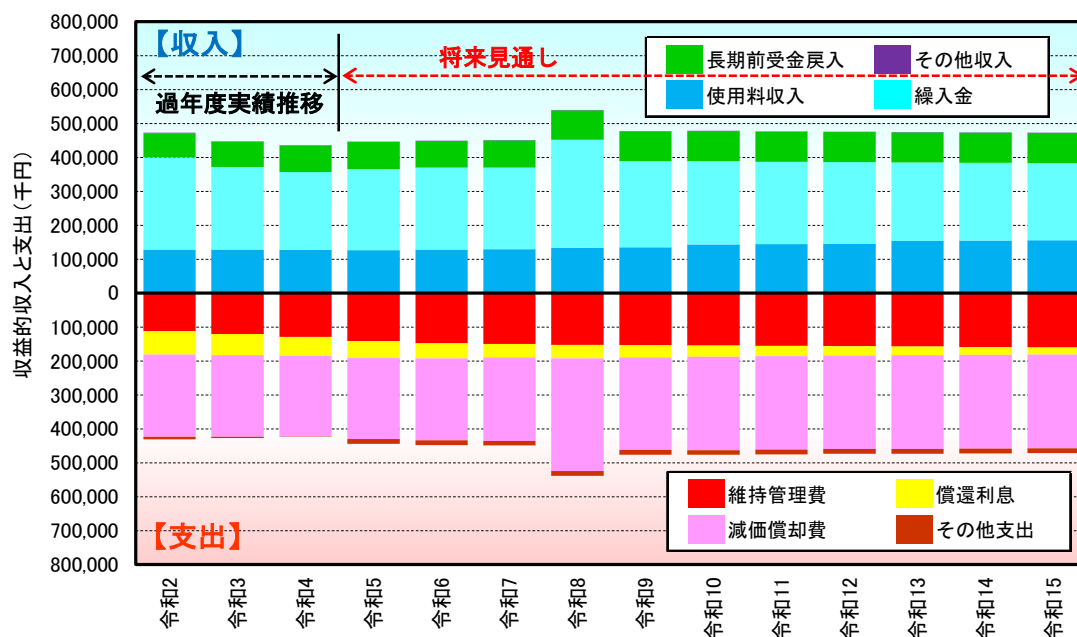


図 4-2. 下水道事業における収益的収支計画 (3 条収支)

## (2) 農業集落排水事業の投資・財政計画

農業集落排水事業については、下水道への接続が確定していることから、残り3年間の収支見通しになります。新たな投資予定は無く、償還元金の返済のみになります。

維持管理における経費については、下水道接続後、処理場の維持管理費相当の約600万円/年が削減されます。

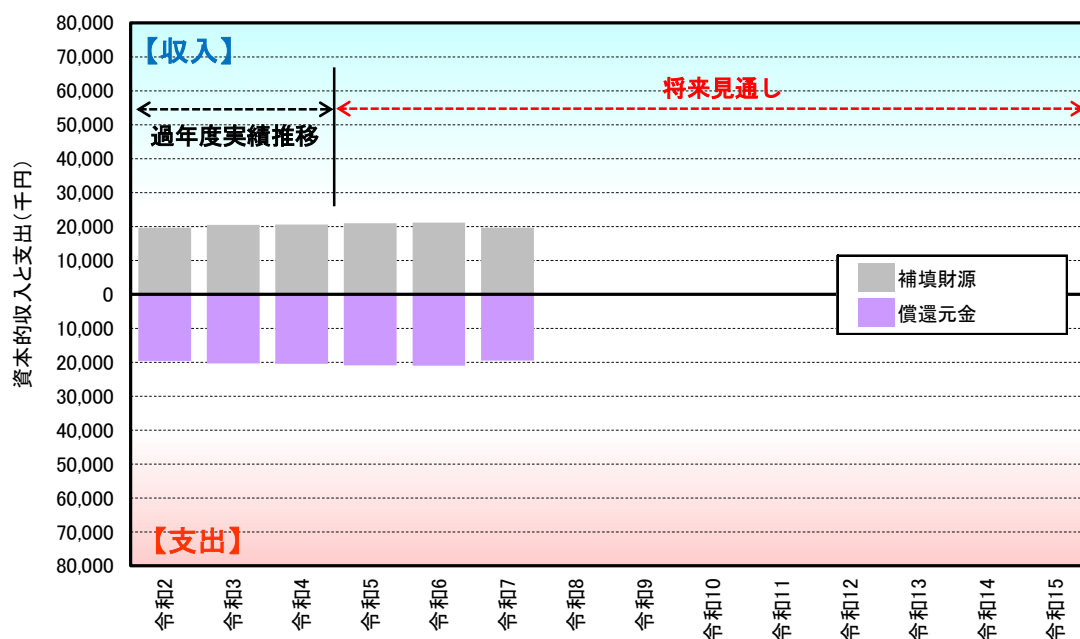


図 4-3. 農業集落排水事業における資本的収支計画 (4 条収支)

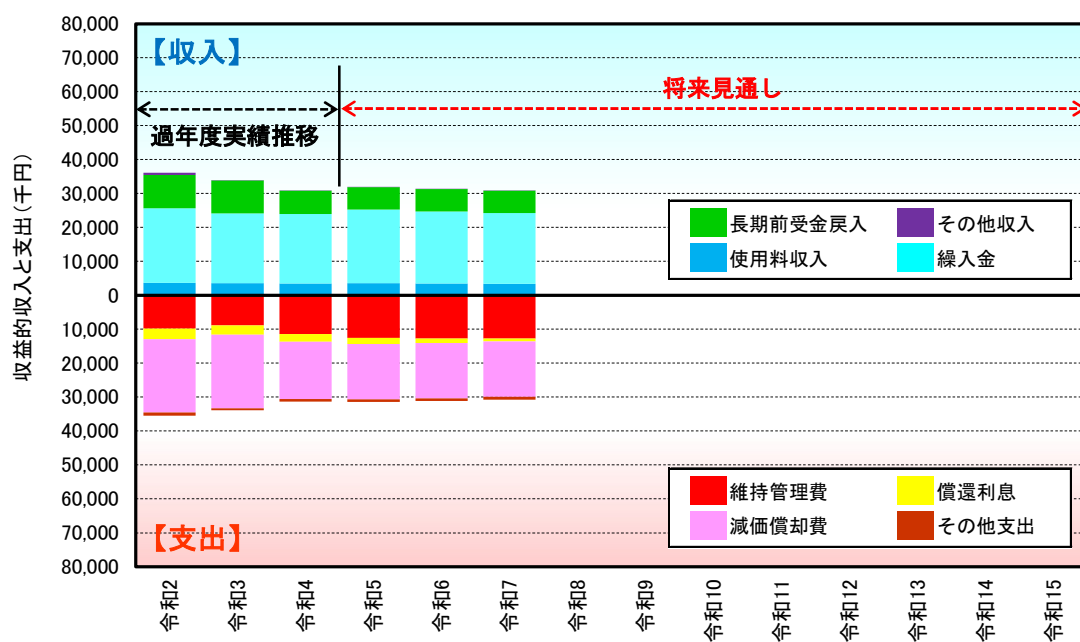


図 4-4. 農業集落排水事業における収益的収支計画 (3 条収支)

### (3) 施策実施による効果

施策を実施した場合の効果としては、令和6年以降については、広報等による啓発活動によって水洗化を促進し、更に令和10年度を第一回使用料改定として、その後3年ごとに通増的な改定を実施することで、使用料収入を増収させます。

これにより、使用料収入を維持管理費と同程度まで確保し、経費回収率の早期改善が見込めます。また、使用料収入増に伴い一般会計繰入金も削減が見込めます。

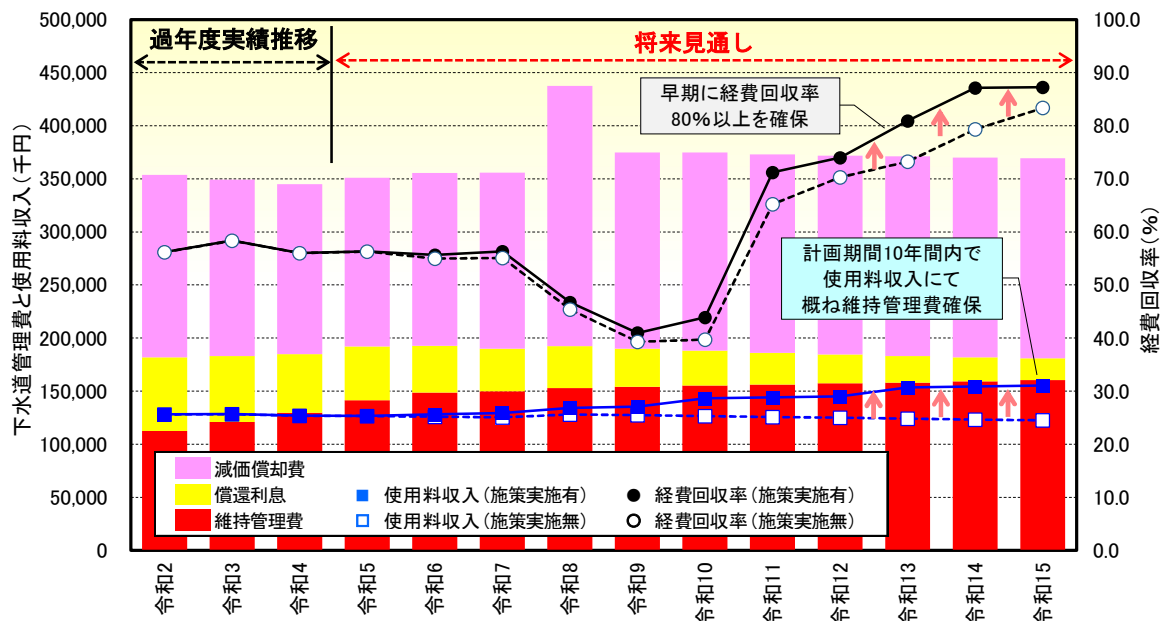


図 4-5. 下水道事業における経費回収率の見通し（施策実施有無の比較）

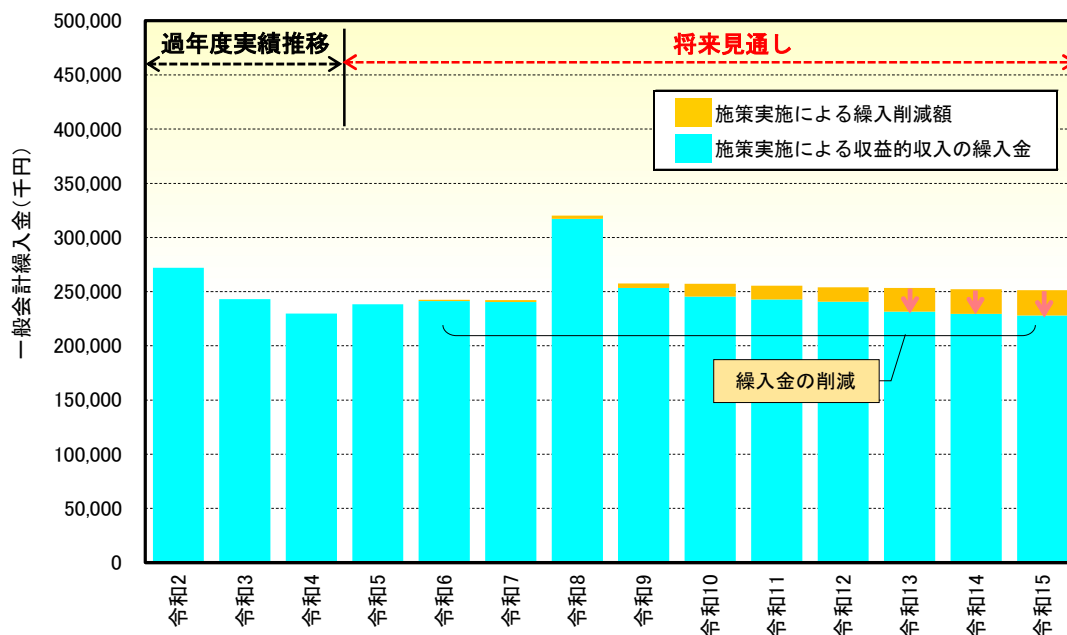


図 4-6. 下水道事業における収益的収入の繰入金の見通し（施策実施有無の比較）



## 5. 経営戦略の事後検証

経営戦略のフォローアップとして、毎年度の進捗を管理した上で計画期間の中間時に事業の達成状況を評価・検証し、投資・財政計画と実績との乖離や他計画との整合を確認します。

本計画に掲げる取り組みを安定的かつ持続的に実行していくため PDCA サイクルを用いることで、社会情勢などの経営環境変化に応じて概ね5年程度で計画を修正します。

### 【フォローアップ時の検証事項】

フォローアップ時に下記の事項を検証し、必要に応じて計画の見直しに反映させます。

- ①行政人口の推移とその後の見通し
- ②水洗化人口（水洗化率）の推移とその後の見通し
- ③下水道全体計画見直し及び事業計画変更の内容（当該時期最新計画の確認）
- ④維持管理費の推移とその後の見通し（特に流域下水道維持管理負担単価の改定状況）
- ⑤施設の老朽化の進行具合と改築需要（ストックマネジメント計画変更の確認）
- ⑥その他社会情勢の変化



図 5-1. PDCA サイクルの体系

## 【 その他資料 】

投資・財政計画  
(収支計画)

○公共下水道事業収益的収支

(単位:千円, %)

年 度		前々年度 令和3 (決算)	前年度 令和4 (決算)	本年度 令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	備考
収 益 入 の 計	1. 営業収益 (A)	128,410	126,963	126,572	128,110	129,410	134,210	135,310	143,210	144,210	145,210	153,510	154,510	155,410	
	(1) 料金収入	128,256	126,753	126,546	127,900	129,200	134,000	135,100	143,000	144,000	145,000	153,300	154,300	155,200	
	(2) 受託工事収益 (B)														
	(3) その他	154	210	26	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	
	2. 営業外収益	317,670	307,698	318,096	319,813	320,215	404,296	341,053	333,760	330,901	328,772	320,373	317,961	316,550	
	(1) 一般会計負担金	129,111	118,451	126,064	125,502	126,156	150,669	44,929	48,865	170,602	175,616	181,510	192,728	191,348	
	(2) 一般会計補助金	113,746	111,352	112,143	115,836	114,111	166,540	208,508	196,595	72,087	64,864	50,042	36,686	36,480	
	(3) 長期前受金戻入	74,808	77,895	79,888	78,475	79,948	87,087	87,616	88,300	88,212	88,292	88,821	88,547	88,722	
	(4) その他	5		1											
	収入計 (C)	446,080	434,661	444,668	447,923	449,625	538,506	476,363	476,970	475,111	473,982	473,883	472,471	471,960	
	1. 営業費用	361,587	367,440	379,918	389,928	395,595	485,033	426,491	429,943	431,224	432,785	434,993	435,882	437,309	
	(1) 職員給与	19,543	15,166	16,006	16,006	16,006	16,006	16,006	16,006	16,006	16,006	16,006	16,006	16,006	
	基本給	9,708	7,355	7,285	7,285	7,285	7,285	7,285	7,285	7,285	7,285	7,285	7,285	7,285	
	退職給付	6,596	5,315	6,053	6,053	6,053	6,053	6,053	6,053	6,053	6,053	6,053	6,053	6,053	
	その他	3,239	2,496	2,668	2,668	2,668	2,668	2,668	2,668	2,668	2,668	2,668	2,668	2,668	
	(2) 経費	101,210	114,274	125,314	132,500	133,800	136,800	137,800	139,000	140,100	141,200	142,000	143,200	144,200	
	動力費	5,548	7,469	11,739	11,900	12,000	12,100	12,200	12,300	12,400	12,500	12,600	12,700	12,800	
	修繕費	12,723	10,334	14,811	15,000	15,100	15,200	15,400	15,500	15,600	15,700	15,800	16,000	16,100	
	その他	82,939	96,471	98,764	105,600	106,700	109,500	110,200	111,200	112,100	113,000	113,600	114,500	115,300	
	(3) 減価償却費	240,834	238,000	236,737	241,422	245,789	271,262	272,685	274,937	275,118	275,579	276,987	276,676	277,103	
(4) 資産減耗費			1,861			60,965									
2. 営業外費用	65,802	55,838	64,749	57,995	54,030	53,473	49,872	47,027	43,887	41,197	38,890	36,589	34,651		
(1) 支払利息	62,250	55,287	50,749	43,995	40,030	39,473	35,872	33,027	29,887	27,197	24,890	22,589	20,651		
(2) その他	3,552	551	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000		
支出計 (D)	427,389	423,278	444,667	447,923	449,625	538,506	476,363	476,970	475,111	473,982	473,883	472,471	471,960		
経常損益 (C)-(D) (E)	18,691	11,383	1												
特別利益 (F)															
特別損失 (G)			1												
特別損益 (F)-(G) (H)			△1												
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	18,691	11,383													
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	49,107	62,447	62,447	62,447											
流動資産 (J)	108,425	170,955	182,217	113,191	83,979	57,600	40,485	47,163	63,968	94,239	133,482	182,630	250,321		
うち未収金	13,160	17,369	17,341	17,526	17,704	18,362	18,513	19,595	19,732	19,869	21,007	21,144	21,267		
流動負債 (K)	364,048	413,294	339,605	324,874	313,909	292,297	262,568	248,530	219,942	209,822	189,307	174,903	155,656		
うち建設改良費分	305,998	362,616	288,927	274,196	263,231	241,619	211,890	197,852	169,264	159,144	138,629	124,225	104,978		
うち一時借入金	1,127	1,137													
うち未払金	56,923	49,541	52,044	52,425	52,625	63,027	55,754	55,825	55,608	55,475	55,464	55,299	55,239		
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )															
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)															
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)	128,410	126,963	126,572	128,110	129,410	134,210	135,310	143,210	144,210	145,210	153,510	154,510	155,410		
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)															
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)															
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)															
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)															
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)															

投資・財政計画  
(収支計画)

○公共下水道事業資本的収支

(単位:千円)

年 度		前々年度 令和3 (決算)	前年度 令和4 (決算)	本年度 令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	備考	
資本的 収支	1. 企業債	37,600	5,700	118,300	96,800	208,500	57,100	67,500	30,500	35,400	34,500	24,200	23,700	39,000		
	2. 一般会計負担金	66,053	61,781	63,402	61,032	59,463	55,909	47,631	36,627	32,047	21,171	15,490	10,462	7,504		
	3. 一般会計補助金	71,977	117,521	101,639		18,785										
	4. 国(都道府県)補助金	10,400	6,535	80,780	63,500	69,500	19,500	20,500	11,000	16,500	15,500	4,000	3,500	20,500		
	5. 工事負担金	10,755	6,929	11,428	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000		
	6. その他	1,804	1,835	1,804	1,804	1,804	1,804	1,804	1,804	1,804	1,804	1,804	1,804	1,804	1,804	
	計 (A)	198,589	200,301	377,353	231,136	366,052	142,313	145,435	87,931	93,751	80,975	53,494	47,466	76,808		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)															
	純計 (A)-(B) (C)	198,589	200,301	377,353	231,136	366,052	142,313	145,435	87,931	93,751	80,975	53,494	47,466	76,808		
	1. 建設改良費	62,182	45,498	240,342	190,600	314,600	97,600	115,600	60,600	71,600	74,600	46,600	51,600	79,600		
	うち職員給与費	3,662	6,551	9,953	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		
	2. 企業債償還金	302,539	305,998	303,418	288,927	274,196	263,231	241,619	211,890	197,852	169,264	159,144	138,629	124,225		
	3. その他															
	計 (D)	364,721	351,496	543,760	479,527	588,796	360,831	357,219	272,490	269,452	243,864	205,744	190,229	203,825		
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	166,132	151,195	166,407	248,391	222,744	218,518	211,784	184,559	175,701	162,889	152,250	142,763	127,017		
損益勘定留保資金累計額	178,044	175,116	185,834	203,194	199,509	249,596	224,111	208,564	215,511	232,697	263,847	303,053	352,453			
1. 損益勘定留保資金	161,076	147,992	145,587	169,526	195,053	210,554	202,184	179,959	170,101	157,016	148,923	138,981	120,690			
2. 利益剰余金処分額				62,447												
3. 繰越工事資金																
4. その他	5,056	3,203	20,820	16,418	27,691	7,964	9,600	4,600	5,600	5,873	3,327	3,782	6,327			
計 (F)	166,132	151,195	166,407	248,391	222,744	218,518	211,784	184,559	175,701	162,889	152,250	142,763	127,017			
補填財源不足額 (E)-(F)																
一般会計借入金残高 (G)																
企業債残高 (H)	3,079,008	2,778,710	2,621,314	2,429,187	2,363,491	2,157,360	1,983,241	1,801,851	1,639,399	1,504,635	1,369,692	1,254,763	1,169,538			

○一般会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15
収益的	収支分	242,857	229,803	238,207	241,338	240,267	317,209	253,437	245,460	242,689	240,480	231,552	229,414	227,828
	うち基準内繰入金	129,111	118,451	126,064	125,502	126,156	150,669	44,929	48,865	170,602	175,616	181,510	192,728	191,348
	うち基準外繰入金	113,746	111,352	112,143	115,836	114,111	166,540	208,508	196,595	72,087	64,864	50,042	36,686	36,480
資本的	収支分	138,030	179,302	165,041	61,032	78,248	55,909	47,631	36,627	32,047	21,171	15,490	10,462	7,504
	うち基準内繰入金	66,053	61,781	63,402	61,032	59,463	55,909	47,631	36,627	32,047	21,171	15,490	10,462	7,504
	うち基準外繰入金	71,977	117,521	101,639		18,785								
合	計	380,887	409,105	403,248	302,370	318,515	373,118	301,068	282,087	274,736	261,651	247,042	239,876	235,332

投資・財政計画  
(収支計画)

○農業集落排水事業収益的収支

(単位:千円, %)

年 度		前々年度 令和3 (決算)	前年度 令和4 (決算)	本年度 令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	備考
区 分	1. 営 業 収 益 (A)	3,486	3,394	3,481	3,401	3,301									
	(1) 料 金 収 入	3,485	3,392	3,480	3,400	3,300									
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)														
	(3) そ の 他	1	2	1	1	1									
	2. 営 業 外 収 益	30,327	27,397	28,299	27,810	27,463									
	(1) 一 般 会 計 負 担 金	11,933	9,936	9,270	14,103	15,877									
	(2) 一 般 会 計 補 助 金	8,637	10,521	12,441	7,119	4,998									
	(3) 長 期 前 受 金 戻 入	9,757	6,940	6,588	6,588	6,588									
	(4) そ の 他														
	収 入 計 (C)	33,813	30,791	31,780	31,211	30,764									
	1. 営 業 費 用	30,656	28,366	28,916	29,102	29,101									
	(1) 職 員 給 与 費														
	基 本 給 付 費														
	退 職 給 付 費														
	そ の 他														
	(2) 経 営 費	8,968	11,490	12,641	12,827	12,827									
	動 力 費	815	1,043	958	1,000	1,000									
	修 繕 費	561	2,457	2,611	2,700	2,700									
	そ の 他	7,592	7,990	9,072	9,127	9,127									
	(3) 減 価 償 却 費	21,688	16,876	16,275	16,275	16,274									
(4) 資 産 減 耗 費															
2. 営 業 外 費 用	3,222	2,969	2,566	2,109	1,663										
(1) 支 払 利 息	2,654	2,215	1,766	1,309	863										
(2) そ の 他	568	754	800	800	800										
支 出 計 (D)	33,878	31,335	31,482	31,211	30,764										
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 65	△ 544	298												
特 別 利 益 (F)															
特 別 損 失 (G)															
特 別 損 益 (F)-(G) (H)															
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	△ 65	△ 544	298												
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	414	△ 130	168												
流 動 資 産 (J)	△ 6,400	△ 17,314	△ 8,276	△ 19,689	△ 29,577										
う ち 未 収 金	504	513	526	514	499										
流 動 負 債 (K)	28,935	29,304	29,457	27,931	8,357										
う ち 建 設 改 良 費 分	20,497	20,947	21,100	19,574											
う ち 一 時 借 入 金															
う ち 未 払 金	8,438	8,357	8,396	8,324	8,205										
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )		△ 4													
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額 (L)															
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	3,486	3,394	3,481	3,401	3,301										
地 方 財 政 法 による 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)															
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額 (N)															
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)															
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 した 事 業 の 規 模 (P)															
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 した 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)															



## 投資・財政計画 (収支計画)

○農業集落排水事業資本的収支

(単位:千円)

年 度		前々年度 令和3 (決算)	前年度 令和4 (決算)	本年度 令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	備考	
資本的収支	区 分															
	資本的収入	1. 企業債														
		2. 一般会計負担金														
		3. 一般会計補助金														
		4. 国(都道府県)補助金														
		5. 工事負担金		300												
		6. その他														
		計 (A)		300												
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)														
		純計 (A)-(B) (C)		300												
	資本的支出	1. 建設改良費	374													
		うち職員給与費														
		2. 企業債償還金	20,058	20,498	20,947	21,100	19,574									
		3. その他														
		計 (D)	20,432	20,498	20,947	21,100	19,574									
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	20,432	20,198	20,947	21,100	19,574										
	損益勘定留保資金累計額	23,862	33,319	42,796	51,704	40,290										
補填財源	1. 損益勘定留保資金	479	210	779	21,100	19,574										
	2. 利益剰余金処分額			168												
	3. 繰越工事資金															
	4. その他	19,953	19,988	20,000												
	計 (F)	20,432	20,198	20,947	21,100	19,574										
	補填財源不足額 (E)-(F)															
	一般会計借入金残高 (G)															
	企業債残高 (H)	128,841	89,341	68,394	47,294	27,720										

○一般会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15
収益的収支分	区 分	20,570	20,457	21,711	21,222	20,875								
	うち基準内繰入金	11,933	9,936	9,270	14,103	15,877								
	うち基準外繰入金	8,637	10,521	12,441	7,119	4,998								
資本的収支分	区 分													
	うち基準内繰入金													
	うち基準外繰入金													
	合 計	20,570	20,457	21,711	21,222	20,875								

## 用語の解説（1/2）

行	用語	解説
あ	一般会計繰入金	一般会計(税収入を主な財源として行政の基本的事業に使う会計)から公営企業会計の運営のために繰り入れられる経費。雨水排除費用、汚水処理費用のうち水質規制や高度処理など公共的役割を担う部分の経費などは、一般会計繰入金(町税)により賄われる。
	ウォーターPPP	水道分野、工業用水道分野、下水道分野における、管理・更新一体的にマネジメントを行う官民連携方式。
	汚水処理費	下水道の管理に要する経費のうち汚水に係る維持管理費及び資本費(支払い利息、減価償却費等)の合計。
	汚水処理原価	有収水量1m <sup>3</sup> あたりの汚水処理費。 汚水処理原価(円/m <sup>3</sup> ) = 汚水処理費 ÷ 有収水量
か	管渠	汚水や雨水を流す管。蓋無しの水路などを指す開渠や地中に埋設されている水路を指す暗渠がある。
	企業債 企業債償還	企業債とは 地方公営企業が施設の建設・改良等に要する資金に充てるために国などから借りのお金。企業債償還は、その元金と利息の返済。
	減価償却費	管路や設備等の資産は、整備後経年に伴い、資産価値が減少していくことから、その目減り分を経費として計上するもの。資産の取得に要した経費を、資産の価値の減少に応じて、その使用期間全体に割り振ることであり、資産価値の減少は、その都度現金支出は生じないため、あくまでも帳簿上の処理で、費用計上の際に実際の現金支出はない。
	下水道使用料	下水道の維持管理費等を賄うため、下水道管理者が条例に基づき利用者から徴収するお金。水量等に応じて徴収される。滞納使用料については、地方自治法の規定により、強制債権として、地方税の滞納処分例により徴収することができる。
	経費回収率	汚水処理に要した費用(公費負担除く)に対する使用料による回収程度を示す指標。 経費改修率(%) = 使用料収入 ÷ 汚水処理費 × 100
	下水道事業	主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。国土交通省管轄の事業である。
	公営企業会計	事業収入を主な財源として、独立採算の原則により特定の事業を経理する会計。水道事業会計や下水道事業会計はこれに該当する。公営企業会計は、現金の収入支出のみを把握する一般会計と異なり、その企業活動を正確に把握するため、複式簿記を採用する。
公費負担	公共性の側面を考慮し、一般会計(税収入)からの負担が認められたもの。	
さ	事業計画(下水道)	全体計画に定められた施設のうち、5～7年間程度で実施する予定の施設の配置等を定める計画であり、下水道を設置しようとするときは、事業計画を策定する必要があり、下水道法第4条(公共下水道)に策定が定められている。事業計画申請として県との協議を経て承諾が必要。
	収益的収支	企業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出をいう。資本的収入及び支出とともに、予算事項の一つである「予定収入及び予定支出の金額」を構成する。収益的収入には配水サービスの提供の対価である料金などの収益のほか、土地物件収益、受取利息などを計上し、収益的支出には配水サービスに必要な人件費、物件費、支払利息などを計上する。発生主義に基づいて計上されるため、収益的支出には減価償却費などのように現金支出を伴わない費用もある。
	資本的収支	収益的収入及び支出に属さない収入・支出のうち現金の収支を伴うもので、主として建設改良及び企業債に関する収入及び支出である。収益的支出とともに予算事項のひとつである「予定収入及び予定支出の金額」を構成する。資本的収入には企業債、出資金、国庫補助金などを計上し、資本的支出には建設改良費、企業債償還金などを計上する。資本的収入が支出に対して不足する場合には、損益勘定留保資金などの補填財源で補填するものとされている。
	終末処理場	下水を各種基準に適合する水質まで処理し、河川、湖沼または海へ放流するために設ける施設。

## 用語の解説（2/2）

行	用語	解説
さ	受益者負担金	公道に下水道が整備されることによって利益を受ける土地の所有者などの方に、建設費の一部として土地の面積に応じて一度限り負担して頂くもの。
	純利益	収益的収支において、得られた利益(収支の差額分)。
	真空式下水道	「真空弁ユニット」「真空下水管」「真空ステーション」によって構成される、真空圧と大気圧との差により吸引して汚水を収集する方式。 「真空ステーション」にて真空圧を発生させ、真空下水管内を真空状態に保つ。「真空弁ユニット」にて、家庭から排水される汚水を一時敵に貯留し、一定量の汚水が溜まると真空弁が開き、「真空下水管」に吸引される。吸引された汚水は、「真空ステーション」に排水され、一時貯留されたのち圧送される。
	水洗化率	処理区域内の整備人口のうち、実際に下水道に接続している人口の割合。
	ストックマネジメント	予算の制約の下で持続可能な下水道サービスを提供するため、施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら計画的かつ効率的に管理する手法のこと。
	全体計画(下水道)	各マスタープランや上位計画に定められた目標等に基づき、将来的な下水道施設の配置計画を定めるもの。下水道の根幹的な施設の将来的かつ全体的な姿を示すもの。
た	耐用年数	固定資産を通常の用法に従って使用した場合に、使用可能とされる期間。
	長期前受金戻入	管路や設備等の資産を補助金等で取得した場合、当該資産の効果は後年度にも及ぶことから、財源である補助金等についても、後年度に繰り延べて、収益化するもの。減価償却が取得経費を使用期間全体に費用を割り振る一方、その財源を収益として割り振ることで、長期前受金戻入は、あくまでも帳簿上の処理で、収益上、実際の現金収入はない。
な	農業集落排水事業	農業集落排水事業は、昭和58年度に農林水産省において創設され、農業振興地域の農業集落を対象にした下水処理事業である。農業集落のトイレや台所・風呂場などから出る生活排水を処理施設に集め、それを処理して農業用水路や川にもどすことにより、農村の生活環境を快適にするとともに、公共用水域の水質保全を目的としたもの。
は	PDCAサイクル	P(計画)、D(実行)、C(評価)、A(改善)の4つのステップを繰り返し、計画の品質や効率を向上していく管理手法。
	補填財源	資本的支出が資本的収入を上まわった場合にその差額を埋めるために必要な財源である。補填財源になる内部資金は、収益的収支で生じた利益金、および費用に計上された項目のうち現金の出入りをともなわない損益勘定留保資金である。
ま	マンホールポンプ	自然流下方式では流すことが出来ない場所で、汚水を汲み上げ圧送するためにマンホールの中に設置されるポンプ設備。
や	有収水量	下水道使用料の徴収対象となる水量。
ら	流域下水道	二つ以上の市町村の区域にわたる広域的な下水道で、流域内の各市町村から発生する下水を効率的に集めて処理する下水道。県は幹線管路と下水処理場の整備・管理、市町村は枝線管路の整備・管理を行う。
	流域下水道維持管理負担金	当該流域内の市町村から徴収される、流域下水道の維持管理に要する経費。
	流域関連公共下水道	流域下水道に接続する各市町で整備する下水道。
	流域別下水道整備総合計画	当該水域に係る下水道整備に関する総合的な基本計画。整備に関する基本方針を定め、処理区域、主要な施設計画、整備順位、当該水域の水質環境基準達成目標を示すもの。